

特 記 仕 様 書

柏原浄水場浄水施設耐震等改修工事

令和 6 年度

狭山市上下水道部

第1章 総 則

第1節 一般事項

1 適用範囲

この仕様書は、狭山市が行う「柏原浄水場浄水施設耐震等改修工事」に適用するものとする。

また、入札説明書（質問回答書を含む）、本特記仕様書、図面、標準仕様書に示す範囲とする。

2 関係法令等の遵守

受注者は、建設工事請負契約書、建設業法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、労働基準法、職業安定法、労働者災害保険法及びその他の関係法令並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

また、下記の関係法規に準拠して工事を施工するものとする。

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- (2) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- (3) 消防法
- (4) 労働安全衛生規則
- (5) 労働基準法
- (6) その他関係法令，条令および規格

3 軽微な変更

本工事施工中の構造物及び既存防水層の関係による、数量変更などの軽微な変更に伴う工事の変更は、工事増額変更の対象としない。ただし、受注者が増額変更を希望する時は、変更箇所の承認図を提出し、市監督員の承認を得て、受注者の責任において行わなければならない。

4 疑義の解釈

仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、上下水道部の解釈による。仕様書、設計図書に明示されていない事項があるときは、協議を受け上下水道部が定めるものとする。

5 諸手続

工事施工のため必要な関係官公署及び他企業への諸手続きは、受注者が行うものとし、これらに要する費用については、受注者の負担とする。

また、原設計で変更が生じた場合は、これらに必要な図書作成、その他手続等遅滞なく迅速確実に実行する。なお、これらに必要な費用はすべて本工事に含む。

6 保 証

受注者は、受注者、防水施工業者、防水材料メーカーの連名による保証書を提出すること。

7 施設の一般管理

施設及びその周辺は常に清掃を心掛け、不要な物品等を整理・整頓しなければならない。また、業務従事者の安全衛生を確保するため、必要に応じて施設に安全衛生対策を施さなければならない。

なお、作業中は施設に関係者以外が立ち入らぬように注意し、関係者は出入りの都度門扉等を開閉し、施錠管理を徹底し、場内が無人になるときは、機械警備システムをセットすること。なお、鍵類の貸し出しについては、事前に借用書を提出のこと。

第2節 工事施工

1 施工

受注者は、本仕様書および設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項であっても、施工上当然必要と認められるものについては、受注者の責任において行わなければならない。

2 仮設工事

本工事に必要な、足場などの仮設物は任意仮設とする。

3 工程管理

受注者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と比較検討して、工事の円滑な進行を図らなければならない。

また、常に市監督員と密接な連絡を保ち、設備運用に支障のないようにしなければならない。

4 工事中の安全管理

受注者は、工事期間中、常に工事上の安全に留意して現場管理を適切に行い、人身事故、火災、盗難などの災害の防止を図ること。

5 工事対象物の保管責任

受注者は、工事完成引渡し完了まで工事対象物の保管責任を負わなければならない。

6 図書の提出

この仕様書並びに添付図書に関する事項は、主要事項のみを示すものであるから、受注者は契約後、速やかに、施工に関して詳細な打合せを行い、施工計画書、材料承認願を提出しなければならない。

7 建設廃棄物の再資源化等

(1) 受注者は、資源有効利用促進法等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用[促進]計画書を作成し、施工計画書に含め、各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、再生資源利用[促進]実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)

- ① 1,000m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)

- ① 1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスコン塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

- (2) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。

受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ①特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ②特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

8 特記事項

- ・発生する現場処分品は受注者が適正に処分すること。
- ・本工事に関する不明事項については、市監督員と協議し、工事施工にあたること。
- ・水道施設は、飲料水を取扱っているもので、衛生には十分注意し、油脂や薬剤等の飲料水に不適なものは取扱いに注意しなければならない。また、水道法第21条に基づき健康診断の報告を監督員にしなければならない。